

議案第11号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成17年鳥取県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の

表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 章及び第 2 章 略 第 3 章 <u>廃棄物処理施設等</u> の設置者の責務（第25条－第29条） 第 4 章及び第 5 章 略 附則 （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	目次 第 1 章及び第 2 章 略 第 3 章 <u>廃棄物処理施設</u> の設置者の責務（第25条－第29条） 第 4 章及び第 5 章 略 附則 （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(6) 略

(7) 特定小型焼却施設 廃棄物焼却炉（廃棄物処理施設又は事業者が廃棄物を排出した事業所内で自ら処理するために設置する施設を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上のもの

イ 焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上のもの

(8) 廃棄物処理施設等の設置 廃棄物処理施設又は特定小型焼却施設（以下「廃棄物処理施設等」という。）の新設（現に廃棄物処理施設等に該当しない施設が新たに廃棄物処理施設等に該当することとなる場合を含み、一般廃棄物処理施設を産業廃棄物処理施設として、産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として、特定小型焼却施設を産業廃棄物処理施設として、又は産業廃棄物処理施設を特定小型焼却施設として使用することとする場合を除く。）又はその位置、構造、規模若しくは処理

(1)～(6) 略

(7) 廃棄物処理施設の設置 廃棄物処理施設の新設（現に廃棄物処理施設に該当しない施設が新たに廃棄物処理施設に該当することとなる場合を含み、一般廃棄物処理施設を産業廃棄物処理施設として、又は産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として使用することとする場合を除く。）又はその位置、構造若しくは規模の変更（軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。）をいう。

する廃棄物の種類の変更（軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。）をいう。

(9) 紛争 廃棄物処理施設等の設置に伴って生ずる周辺的生活環境に及ぼす影響に関する関係住民と事業者との間の紛争をいう。

(10) 事業者 廃棄物処理施設等の設置をしようとする者をいう。

(11) 周辺区域 廃棄物処理施設等を設置する場所の周辺の区域であって規則で定めるものをいう。

(12) 略

(13) 略

(事業者及び関係住民の責務)

第4条 事業者は、廃棄物処理施設等の設置に当たっては、紛争の予防及び紛争の解決のための調整に関して県及び市町村の施策に協力するとともに、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮し、関係住民の理解を得るよう努めなければならない。

2 略

3 廃棄物処理施設等の設置者は、県が実施する廃棄物の不適正処

(8) 紛争 廃棄物処理施設の設置に伴って生ずる周辺的生活環境に及ぼす影響に関する関係住民と事業者との間の紛争をいう。

(9) 事業者 廃棄物処理施設の設置をしようとする者をいう。

(10) 周辺区域 廃棄物処理施設を設置する場所の周辺の区域であって規則で定めるものをいう。

(11) 略

(12) 略

(事業者及び関係住民の責務)

第4条 事業者は、廃棄物処理施設の設置に当たっては、紛争の予防及び紛争の解決のための調整に関して県及び市町村の施策に協力するとともに、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮し、関係住民の理解を得るよう努めなければならない。

2 略

3 廃棄物処理施設の設置者は、県が実施する廃棄物の不適正処理

理の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業計画書の提出)

第5条 事業者は、廃棄物処理施設等の設置を行うときは、次に掲げる事項を定めた事業計画（以下「事業計画」という。）を記載した事業計画書（以下「事業計画書」という。）を規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

- (1) 廃棄物処理施設等の設置の目的又は設置を必要とする理由
- (2) 廃棄物処理施設等の種類及び当該施設において処理する廃棄物の種類
- (3) 廃棄物処理施設等の設置場所
- (4) 廃棄物処理施設等の処理能力
- (5) 廃棄物処理施設等の処理方式、構造及び設備の概要
- (6) 略

2 事業者は、事業計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について、知事が別に定める指針に基づいたものとしなければならない。

- (1) 廃棄物処理施設等の構造及び設備
- (2) 廃棄物処理施設等の維持管理の方法

の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業計画書の提出)

第5条 事業者は、廃棄物処理施設の設置を行うときは、次に掲げる事項を定めた事業計画（以下「事業計画」という。）を記載した事業計画書（以下「事業計画書」という。）を規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

- (1) 廃棄物処理施設の設置の目的又は設置を必要とする理由
- (2) 廃棄物処理施設の種類及び当該施設において処理する廃棄物の種類
- (3) 廃棄物処理施設の設置場所
- (4) 廃棄物処理施設の処理能力
- (5) 廃棄物処理施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (6) 略

2 事業者は、事業計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について、知事が別に定める指針に基づいたものとしなければならない。

- (1) 廃棄物処理施設の構造及び設備
- (2) 廃棄物処理施設の維持管理の方法

3 事業者は、当該廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査結果書」という。）を作成し、事業計画書に添付しなければならない。

4 及び 5 略

（環境の保全に関する協定の締結）

第20条 事業者は、廃棄物処理施設等の設置に関し、関係住民又は関係市町村長から生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

2 略

（条例手続の時期）

第23条 事業者は、法第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項に規定する許可の申請若しくは法第9条第3項（法第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。）若しくは法第

3 事業者は、当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査結果書」という。）を作成し、事業計画書に添付しなければならない。

4 及び 5 略

（環境の保全に関する協定の締結）

第20条 事業者は、廃棄物処理施設の設置に関し、関係住民又は関係市町村長から生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

2 略

（条例手続の時期）

第23条 事業者は、法第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項に規定する許可の申請又は法第9条第3項（法第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。）若しくは法第14条

14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出（廃棄物処理施設の設置に関するものに限る。）又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「ダイオキシン法」という。）第12条第1項若しくは第14条第1項の規定による届出（廃棄物処理施設等の設置に関するものに限る。）を行う前に、この章に規定する必要な手続（以下「条例手続」という。）を行わなければならない。

2 略

第3章 廃棄物処理施設等の設置者の責務

（廃棄物の処理状況に係る報告等）

第25条 一般廃棄物処理施設又は特定小型焼却施設の設置者は、規則で定めるところにより、当該施設における一般廃棄物又は産業廃棄物の処理状況を知事に報告しなければならない。

の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出（廃棄物処理施設の設置に関するものに限る。）を行う前に、この章に規定する必要な手続（以下「条例手続」という。）を行わなければならない。

2 略

第3章 廃棄物処理施設の設置者の責務

（廃棄物の処理状況に係る報告等）

第25条 廃棄物処理施設の設置者は、規則で定めるところにより、当該施設における一般廃棄物の処理状況を知事に報告するとともに、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理状況に関する事項を記録した書類を当該廃棄物処理施設（当該廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所）に備え置き、関係住民の求めに応じ、その閲覧に供さなければならない。

2 廃棄物処理施設等の設置者は、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理状況に関する事項を記録した書類を当該廃棄物処理施設等（当該廃棄物処理施設等に備え置くことが困難である場合にあっては、当該廃棄物処理施設等の設置者の最寄りの事務所）に備え置き、関係住民の求めに応じ、その閲覧に供さなければならない。

3 知事は、第1項の規定による報告の内容を公表するものとする。

（事故対応費用に係る措置）

第27条 廃棄物処理施設等の設置者は、当該廃棄物処理施設等において破損その他の事故が発生した場合に廃棄物の除去等を適切に行うため、これに要する費用をあらかじめ積み立てる等の措置を行うよう努めるものとする。

（施設の公開）

第28条 廃棄物処理施設等の設置者は、業務に特段の支障がある場合を除き、自ら、関係住民に対し、当該廃棄物処理施設等を公開するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の規定による報告の内容を公表するものとする。

（事故対応費用に係る措置）

第27条 廃棄物処理施設の設置者は、当該廃棄物処理施設において破損その他の事故が発生した場合に廃棄物の除去等を適切に行うため、これに要する費用をあらかじめ積み立てる等の措置を行うよう努めるものとする。

（施設の公開）

第28条 廃棄物処理施設の設置者は、業務に特段の支障がある場合を除き、自ら、関係住民に対し、当該廃棄物処理施設を公開するよう努めるものとする。

(廃棄物処理施設等の承継)

第29条 廃棄物処理施設等の設置者から当該廃棄物処理施設等に係る権利を承継しようとする者（以下「承継者」という。）は、当該廃棄物処理施設等について環境の保全に関する協定が締結されているときは、事業の実施に当たり、新たに協定を締結する場合を除き、従前の協定の内容を遵守しなければならない。

2 承継者は、廃棄物処理施設等に関し、関係住民又は関係市町村長から生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

3 略

(設置等)

第30条 略

2 審議会は、廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第31条 略

(廃棄物処理施設の承継)

第29条 廃棄物処理施設の設置者から当該廃棄物処理施設に係る権利を承継しようとする者（以下「承継者」という。）は、当該廃棄物処理施設について環境の保全に関する協定が締結されているときは、事業の実施に当たり、新たに協定を締結する場合を除き、従前の協定の内容を遵守しなければならない。

2 承継者は、廃棄物処理施設に関し、関係住民又は関係市町村長から生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

3 略

(設置等)

第30条 略

2 審議会は、廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第31条 略

2 委員は、廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関し、必要な知識又は経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が議会の同意を得て任命する。

(勧告及び公表)

第38条 知事は、廃棄物処理施設等の設置について、事業者が手続終了通知を受ける前に法第9条第3項（法第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。）若しくは法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出又はダイオキシン法第12条第1項若しくは第14条第1項の規定による届出をした場合において、当該廃棄物処理施設等の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、直ちに条例手続を行い、手続終了通知を受けるよう勧告するものとする。この場合において、当該廃棄物処理施設等の設置に伴う紛争が現に生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、併せて、手続終了通知を受けるまでの間当該廃棄物処理施設等の使用を停止するよう勧告するものとする。

2及び3 略

2 委員は、廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関し、必要な知識又は経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が議会の同意を得て任命する。

(勧告及び公表)

第38条 知事は、廃棄物処理施設の設置について、事業者が手続終了通知を受ける前に法第9条第3項（法第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。）又は法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出をした場合において、当該廃棄物処理施設の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、直ちに条例手続を行い、手続終了通知を受けるよう勧告するものとする。この場合において、当該廃棄物処理施設の設置に伴う紛争が現に生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、併せて、手続終了通知を受けるまでの間当該廃棄物処理施設の使用を停止するよう勧告するものとする。

2及び3 略

(適用除外)

第40条 環境影響評価法（平成9年法律第81号）若しくは鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）の対象となる廃棄物処理施設又は移動式の廃棄物処理施設等（規則で定めるものに限る。）の設置については、第2章の規定は、適用しない。

(適用除外)

第40条 環境影響評価法（平成9年法律第81号）若しくは鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）の対象となる廃棄物処理施設又は移動式の廃棄物処理施設（規則で定めるものに限る。）の設置については、第2章の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第2章の規定による手続が行われている廃棄物処理施設の設置に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。

(適用区分)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第12条第1項又は第13条第1項の規定に基づく届出をして設置されている特定小型焼却施設を施行日以後に改正後の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第4号に規定する産業廃棄物処理施設として利用しようとする

場合にあつては、当該産業廃棄物処理施設に係る新条例第 2 章の規定による手続の開始の前に当該特定小型焼却施設としてその位置、構造、規模又は処理する廃棄物の種類の変更について新条例第 23 条第 2 項の手続終了通知を受けているときを除き、新条例第 2 条第 8 号の規定にかかわらず産業廃棄物処理施設の新設とみなし、新条例第 2 章の規定を適用する。